



- I. 製品の性能偽装・データ改ざん問題に対する対応
- II. 過年度決算訂正・不適正決算に対する対応
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2017年
11月号

I. 製品の性能偽装・データ改ざん問題に対する対応

執筆者: 木目田 裕

国際的にも著名な大手製造業をはじめとして、いわゆる製品の性能偽装・データ改ざん等の問題が相次いでいます。こうした問題に関し、一般的な対応上の留意点についてポイントを列挙すると以下のとおりです。

- 「他社だけの問題ではない。最近に発生した問題ではない。」
 - ・ 各事例につき公表資料を見ると、10年以上の長期間にわたって性能偽装等が続いたとされるものが多い。事実関係からしても、最近になって、何らかの特殊事情があって発生したものと見るべきではない。むしろ、2000年前後以降のコンプライアンス意識の浸透、内部通報・外部通報に対する役職員の抵抗感の減退、会社ないし職場への忠誠心に対する役職員の意識変化などのため、全体的な傾向としては、昔から長年にわたって続いてきた問題が、例えば内部通報等を通じて、最近になって表面化するようになってきていると考えられる。
 - ・ よって、問題が顕在化していないとしても、自分の会社は大丈夫なのか、徹底的に調査しておく必要がある。
- 潜在している問題を発見するための着眼点
 - ・ 過去の内部通報の記録の再検討。過去に内部通報を行って会社に取り上げられなかった役職員が、近時の各案件の報道にいわば鼓舞されて、再度の内部通報やマスコミ・監督官庁等への外部通報を行う可能性がある。
 - ・ 過去の内部監査や品質監査記録の再検討。問題の芽は過去のかかる監査活動で指摘されていて、ただ、例えば「実質的に製品の品質に問題ない」「この顧客との関係では前々からこうした性能データの製品でも出荷してクレームがなかったから問題ない」などとして、見過ごされてきた可能性がある。
 - ・ 過去の顧客からの問合せや、(B to Cの事業では)コールセンターへのクレームなどの再検証。もともと、データの収集方法や大量のデータからの効率的な抽出方法等は検討を要する。
 - ・ 内部通報制度の社内向け・グループ向け再周知。
 - ・ 匿名アンケートを全社・全グループにおいて行うことも考えられる。これは、匿名性のため情報が出て来やすいというメリットがあるが、他方、匿名アンケートでは、指摘があっても、ある程度は具体的な内容の指摘でないと調査の手がかりを的確に把握することができないというデメリットもある。また、極端なケースでは、匿名アンケートでの漠然とした指摘について、十分な調査をしないでいた場合、将来に性能偽装等が発覚した場合に「社内からアンケートで指摘もあつ

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

たのに放置していた。認識が甘い、あるいは隠蔽だ。」等との非難を受けることもあり得ないではない。そのため、匿名アンケートという手法をとることが妥当かどうかは個別事案ごとの検討が必要である。

- ・ 社内向け・グループ向けにアンケートを行うのであれば、いわゆる社内リネンシーを付与して顕名での回答を求める方法もある。社内リネンシーは、日本企業の社風に合わない、モラル・ハザードを招く等の異論も強いが、長期間にわたって伏在してきた性能偽装等の端緒を把握するためには実効性のある方法である。モラル・ハザード問題その他のデメリットを懸念するのであれば、社内リネンシーの実施は今回に限ることにすることが考えられる。例えば「今回に限って懲戒処分等を行わない(あるいは軽減する)。その代わりに、後になってから発覚した場合には、原則として関与者は懲戒解雇を含む厳しい処分を行う。」等と告知しつつ、社内リネンシーを実施することが考えられる。
- ・ 人事ローテーションが活発でない部署や現場では、当該部署や現場での長年の特殊な慣行が温存・正当化されてきた可能性があるため、そうした部署や現場での勤務経験のない役員ないし社外の者が、外部の素人的な目線で、ヒアリングや調査等を行うことは、効果的である。
- ・ これまでの事例に照らすと、非コア業務、子会社・関連会社で性能偽装等が長く続いている可能性が高い。非コア業務、子会社・関連会社となると、どうしても、人的・物的リソースの不足や、本社管理部門からの関心の低さのため、ダブルチェック、データ補正を含むチェック手法のマニュアル化などが進んでおらず、基本的な性能偽装等を防止するための仕組みが十分でないことがある。あるいは、長期間にわたり、特定の少数の担当者が同一業務を担当し続けるため、牽制が機能していないこともある。
- ・ 海外でも、同様の問題がないとは言えない。調査のグローバル展開も必要である。
- ・ 人事ローテーションの見直し。人事異動があつて、他の部署・現場から着任した後任者が性能偽装等を発見することもある。

○ 性能偽装等の端緒を把握した後の対応

- ・ 性能偽装等の可能性が高いのであれば、第三者委員会その他の調査委員会を設置して対応する必要がある。
- ・ 信頼の早期回復、徹底した再発防止のためには、調査の範囲はできるだけ広くし、かつ原因・背景・企業風土にわたり深度のある調査が必要である。
- ・ 事実関係に不明確な点があつてもできるだけ早期に公表し、必要に応じて製品の回収や補修等といった対応を打ち出すことが必要である。生命身体の安全や健康に関わる問題であれば、かかる早期の公表・回収等の対応は、より一層重要である。
- ・ マスコミ対応は、誠実・真摯に説明を尽くすことであり、企業秘密やプライバシーといった問題を除いて基本的には答えるようにすることが重要である。記者会見等については、迷うくらいだったら、記者レクよりも記者会見、担当取締役よりも社長、である。その他、危機管理一般で必要となることの多い点一例えば、公表に際しての社内・主たる取引先・金融機関等・監督官庁向け説明、業績への影響の見込みと必要な適時開示、インサイダー取引防止、株主総会対応など一についてでも対応が必要となる。
- ・ 当初の公表時点やその直後に大きく報道されることは当然だが、その後も大きな報道が続いてバッシングされるかどうか等は、危機管理の手腕が問われる。
- ・ 性能偽造等を公表した後も、現場の一部で同種ないし類似の偽装等が続き、後日発覚して強く批判されることが往々にして見られるので、注意が必要である。
- ・ 法的責任等としては、顧客等との間の契約上の民事責任のほか、詐欺等の刑事罰、不正競争防止法の刑事罰、(B to C では)景表法の措置命令や課徴金(なお、自主申告、誤認排除措置、返金措置認定に注意)、業法上の行政処分、外国の顧客向け製品の場合には当該外国法令による制裁、JIS や ISO 等の認定の取消しなどが挙げられる。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

Ⅱ. 過年度決算訂正・不適正決算に対する対応

執筆者:木目田 裕

いわゆる不適正決算とは、粉飾決算など、重要な事項につき虚偽記載等のある過年度有価証券報告書等の提出という問題です。昔から繰り返し発生してきた問題であり、最近でも、日本を代表する著名企業でも引き続いて発生しています。金商法における課徴金制度の導入や、財務報告に係る内部統制報告書・経営者確認制度等の導入などもあり、さすがにコンプライアンスがしっかりした企業であれば、意図的な売上げや利益の水増しといった事例はあまり発生しません。それでも、関係会社株式の評価、固定資産の減損、工事進行基準の適用などの見積り・評価性のある会計処理では、どうしても過年度の会計処理の適正性が後になってから問題になり、過年度決算の訂正が問題になることがあります。また、非コア業務、地方の小規模な拠点、子会社、海外拠点等では、本社からの内部統制が必ずしも行き届いておらず、人的体制の固定化、牽制機能の脆弱さもあって、時折、売上げや利益の水増しが判明したり、そうでなくても無理な売上げ計上等が発覚することがあり、連結ベースで過年度決算訂正が必要となったり、そうでなくとも当期に多額の損失を計上することを強いられることがあります。

かかる不適正決算の問題は、単に過年度の有価証券報告書等を訂正するだけでなく、第三者委員会の設置、適時開示、マスコミ対応、証券取引等監視委員会(以下「SESC」と言います)の調査、課徴金、証券取引所の処分、株主総会対応、証券訴訟など、様々な対応を迫られることになり、まさに、危機管理対応として、事実調査結果に基づき、総合的・戦略的に対応していくことが必要となります。

危機管理としての対応上のポイント等については、10年前に「決算書類の重要な過誤・粉飾の疑いが生じた場合の実務的対応」(共著、旬刊商事法務 1791号 32頁)で検討したり、その後も、『西村高等法務研究所叢書(3) 金融商品取引法と企業戦略資本市場との対話と実務対応』(共著)や、『危機管理法大全』(共著)でアップデートしてきたとおりであり、詳細は、これらを御参照頂きたいと思いますが、以下では、そのポイントについて箇条書きないしチェックボックス的に記載しておきます。

【不適正決算問題で必要になる実務上の対応項目】

- 疑い浮上 ⇒ 社内調査 ⇒ 粉飾決算の疑い濃厚 ⇒ 初動対応へ
 - ※ 日本取引所自主規制法人の平成 28 年 2 月 24 日付け「上場会社における不祥事対応のプリンシプル～確かな企業価値の再生のために～」
- 初動対応
 - ・ いわゆる速報的適時開示
 - ※ その必要性や理由等につき、上記「決算書類の重要な過誤・粉飾の疑いが生じた場合の実務的対応」参照
 - ・ 第三者委員会の立上げ
 - ※ 不適正決算問題では、証券取引所、SESC から、日弁連・第三者委員会ガイドラインに準拠した第三者委員会の設置と公表が事実上求められる
 - ・ SESC に自主的申告(課徴金減額制度)
 - ・ 証券取引所や監督官庁に報告
 - ・ 監理銘柄指定
 - ・ 主要な取引先や金融機関等への説明、マスコミ対応
 - ・ 通期・四半期の決算発表まで時間がない場合、四半期報告書等の提出期限の延長承認を関東財務局に申請するか、要検討
- SESC や証券取引所の調査に対する対応
 - ※ SESC や証券取引所による調査は、第三者委員会の調査を信頼できる限りは、第三者委員会の調査に依拠して行われる
 - ※ その場合、SESC は、随時、第三者委員会の調査状況について報告を受け、調査にコメントしつつ、一部の主要な関係者の取調べなど、限定的な調査を行うにとどまることが多く、証券取引所の調査もほぼ同様
 - ※ 案件の内容や報道状況等にもよるが、随時、主要な取引先や金融機関等への説明、マスコミ対応も引き続き必要となる
 - ※ 業法上、監督の一環として、財務諸表の提出などが義務づけられている場合、監督官庁の調査や行政処分もあり得

る

- 調査終了、過年度決算の訂正内容の確定
 - ・ 過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出
 - ・ 決算短信訂正
 - ・ 第三者委員会の調査結果の公表
 - ・ SESC の勧告→金融庁から課徴金納付命令(あるいは、SESC の告発、検察の捜査、逮捕、起訴、刑事罰)
 - ・ 証券取引所の処分(上場廃止、特設注意市場銘柄、違約金、改善報告書等)
 - ・ 主要な取引先や金融機関等への説明、マスコミ対応。なお、シ・ローン等では主幹事行を通じて表明保証義務違反のクレーム放棄等
 - ・ 再発防止策の構築、関係者処分
 - ・ 過年度の内部統制報告書の訂正も要検討

- 事後処理
 - ・ 投資家から証券訴訟
 - ※ HP を通じて被害者弁護団が結成され、集団提訴…事実上のクラス・アクション
 - ・ 役員に対する責任追及訴訟や株主代表訴訟
 - ・ 株主総会対応
 - ・ 粉飾当時の会計監査人の継続起用の検討(品質管理体制の再チェック)、株主総会や事業報告での継続理由の説明等
 - ※ 日本監査役協会の平成 29 年 10 月 13 日付け「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」
 - ・ 経営状態によっては事業のリストラクチャリングや法的整理

【事実調査・対応上のポイント】

- 例えば、ある取引先との間で架空循環取引が判明したとして、社内調査や更には第三者委員会を立ち上げて調査する場合、調査スコープを極力幅広く設定することが重要
 - ・ 他の取引先との取引は？ 他の手口は？ 他の商流は？ 過去何期まで遡るか？
 - ・ 有報等の訂正後の 2 回目の訂正は通常はあり得ない
 - ⇒ 内部統制の機能不全とされる
 - ⇒ ステークホルダーから企業の自浄能力を疑われ、上場廃止の可能性も高まる

- 見積り・評価性のある会計処理に注意
 - ・ 関係会社株式の評価、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損、工事進行基準の適用、各種引当金、棚卸資産等
 - ・ 過年度訂正の要否に両論あり得るならば、保守的に、この機会にまとめて処理するか？
 - ・ その場合、過年度に計上済みの特別損失につき、損失処理の遡及の要否にも注意

- 当局から捜査・調査を受けており、過年度決算が不適正かどうか微妙な事実関係の場合、総合的・戦略的に考えるとどうなるか？
 - ・ 少ない可能性にかけて徹底的に争っていくか
 - ・ 争っていくことで、報道等を通じて批判を受けて、危機が深刻化したり、早期收拾しなくなるか
 - ・ むしろ、過年度決算訂正を行い、徹底的な再発防止・厳正な関係者処分による早期収束を目指すのがよいか

【平時からの内部統制・監査上の留意点】

- 三様監査(監査役等、内部監査、会計監査人)を含めた、平時からの協働の重要性
 - ※ 会計監査人からの連絡(金商法 193 条の 3)、税務調査、内部通報が、不適正決算に限らず、役職員の金銭的な不正等も含め、不正の端緒では多い

- 内部統制・監査上の着眼点として、企業会計審議会監査部会の平成 25 年 3 月 13 日付け「監査における不正リスク対応基準」における不適正決算等の要因・徴候の例を参照
 - ・ 利益計上・利益増加なのに、営業キャッシュ・フローが経常的にマイナス
 - ・ 通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引
 - ・ 通例でない期末近くの取引
 - ・ 事業上の合理性があるとは考えられない特別目的会社の組成、企業買収、出資、費用計上等
 - ・ 経営者等・企業間の重要な経済的利害関係により、企業業績がその個人資産に悪影響を及ぼす可能性がある
 - ・ 経営者、営業担当者らが、売上・収益等の目標(上司から指示されたもの等を含む)を達成するために、過大なプレッシャーを受けている
 - ・ 監査上必要な資料や情報の提供が著しく遅延、又は提供されない(例えば、従業員等や監査役等との間のコミュニケーション、仕入先や得意先等とのコンタクトを制限しようとするなど)
 - ・ 重要な取引に関し、記録等に矛盾、又はドラフトしか入手できない



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2017 年 10 月 24 日】

金融庁、平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について

<http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171024.html>

金融庁は、平成 29 年金融商品取引法改正に係る金融商品取引法施行令及び関連内閣府令等の改正案等を公表しました。この改正案等は、パブリック・コメントを経た後、平成 30 年 4 月 1 日付けで施行予定です。改正案等の主な概要は以下のとおりです。

【フェア・ディスクロージャー・ルール(上場会社による公平な開示)】

- ルールの対象となる改正法 27 条の 36 第 1 項に定める「上場会社等」の範囲を、金融商品取引所に上場する株券、投資証券及び社債券等の発行者と規定(施行令改正案 14 条の 15 及び 14 条の 16)
- ルールの対象となる改正法 27 条の 36 第 1 項各号の情報受領者の範囲を、金融商品取引業者及び登録金融機関等並びに IR 業務に関して情報伝達を受ける株主及び機関投資家等と規定(重要情報に関する内閣府令案 4 条～7 条)
- 公表前の重要な情報を証券アナリスト等に提供した場合の当該情報の公表方法(改正法 27 条の 36 第 4 項)として、EDINET 等のほか、自社ホームページを規定(重要情報に関する内閣府令案 10 条)

【その他、高速取引の登録要件等】

また、金融庁は同日、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインを公表しました。同ガイドラインは、それぞれの事業規模や情報管理の状況に応じて、管理すべき重要情報として、①諸外国のルールも念頭に有価証券の価額に重要な影響を及ぼし得る情

報の独自基準を設けている場合にはその基準に該当するもの、②インサイダー情報及び有価証券の価額に重要な影響を与える決算情報、③インサイダー情報及び公表前の確定的な決算情報を挙げ、③がフェア・ディスクロージャー・ルールの適用対象として最低限管理すべき重要情報であることなどを記載しています。

【2017年10月27日】

金融庁、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を公表

http://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/06.pdf

金融庁は、ICO(イニシャル・コイン・オファリング。企業等が電子的にトークンを発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称。)に関する注意喚起を公表しました。利用者に対しては、トークンの価格の急落が生じたり、ICOに便乗した詐欺が行われる可能性があることを理解した上で取引を行う必要があるとしています。また、事業者に対しては、事業者それぞれのICOの仕組みに応じ、資金決済法や金融商品取引法等の関係法令において求められる義務(登録等)を適切に履行する必要があるとしています。

【2017年10月30日】

裁判手続等のIT化検討会

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>

裁判手続等のIT化検討会は、非公開ですが、原則として、検討会の終了後、議事要旨及び検討会で配布された資料を速やかに公表するとしています。現時点(2017年11月29日)までに第1回検討会の議事要旨は公表されていませんが、同検討会は、インターネットを通じた書面・証拠資料等の提出、TV会議システムを用いた弁論期日の開催等を検討しているようです。

【2017年11月8日】

経団連、企業行動憲章を改定

<http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>

改定企業行動憲章は、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなどの革新技術の活用を通じて、社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ることなどを掲げています。

【2017年11月8日】

内閣府、「行政文書の管理に関するガイドライン」の一部改正案を公表

<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index/iken.html>

内閣府は、「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正案を公表しました。同改正案第4の3(5)は、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定しています。もっとも、同改正案第1の留意事項は、どのような文書が行政文書に該当するかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要があるとしています。そのため、重要な文書が、行政文書として認定されずに1年未満で廃棄されてしまう可能性も、否定はできない規定ぶりとなっています。

【2017年11月8日】

消費者庁、平成28年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査の結果を公表

http://www.caa.go.jp/planning/koueki/chosa-kenkyu/files/h28kouekisekou_1.pdf

消費者庁は、府省庁、都道府県、市区町村を対象に平成28年度時点における通報・相談窓口の設置状況や通報の受理等の件数等の調査の結果を公表しました。調査結果としては、ほぼ全ての府省庁(外局を除く)及び都道府県が、外部の労働者からの公益通報・相談窓口を設置している一方、市区町村では、その設置率が30%程度にとどまっていることなどが報告されています。

【2017年11月8日】

食品衛生法改正懇談会、懇談会取りまとめ(案)を公表

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000183962.html>

本取りまとめ(案)は、広域的な食中毒事案や健康食品に起因する健康被害なども発生していること等を踏まえ、食品衛生法改正等に直ちにに取り組むことが必要であるとしています。例えば、行政が健康食品の製造事業者を把握する仕組みの構築、健康被害発生時に事業者から国への報告の義務化等が提言されています。

【2017年11月16日】

経産省、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを改訂

<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171116003/20171116003.html>

主な改訂のポイントは以下のとおりです。なお、以下の項目は、いずれも経営者がサイバーセキュリティ対策を実施する上での責任者となる担当幹部に指示すべき「重要10項目」としてまとめられたものです。

- 検知すべき事象を明確にしておき、監視に関する専門的スキルを持った人材を登用するなどして、アクセスログや通信ログ等からサイバー攻撃を監視・検知する仕組みを構築することを追加
- 関係機関との連携や復旧作業を実施するための手順を作成し、手順に従った演習を実施しておくなど、サイバー攻撃による業務停止等に備えた復旧体制を整備することを追加
- ビジネスパートナー及びシステム管理の委託先等におけるサイバーセキュリティ対策の内容を把握した上で契約を締結するなど、ビジネスパートナー等へのサイバー攻撃による二次被害を被らないための対策を講じることを追加



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。